

4 障第 100030 号
令和 5 年 3 月 24 日

市内障がい福祉サービス等事業者 様

岡崎市長 中根 康浩

令和 5 年度における新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス等事業所の基準の臨時的な取扱いについて（通知）

平素は本市の障がい福祉行政に御理解御協力いただきありがとうございます。
さて、令和 4 年 3 月 28 日付け 3 障第 2075 号で通知した令和 4 年度における新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス等事業所の基準の臨時的な取扱いについて、令和 5 年 4 月 1 日から下記の取扱いとします

記

1 対象となるサービス事業所

指定障がい福祉サービス事業所、指定障がい者支援施設、
指定相談支援事業所、指定障がい児通所支援事業所、
指定障がい児相談支援事業所、指定日中一時支援事業所

【全サービス共通事項】

2 適用期間

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて、令和 5 年 5 月 8 日から今の「2 類相当」から季節性インフルエンザなどと同じ「5 類」に変更されることから、令和 5 年 4 月 1 日から同年 5 月 7 日までとします。

3 利用定員を超えての受入れ

新型コロナウイルス感染症によるやむを得ない理由がある場合に限り、**適正なサービスの提供を確保、感染症の予防に留意した上で、利用定員を超える利用者の受入れを可能とします。**

なお、この対応による、定員超過利用減算は適用しないが、受け入れ利用者数に応じた人員基準を満たすよう職員を配置すること。

4 サービス提供実績記録票作成における留意点

サービス提供実績記録票を作成する際（電子請求にて送信する場合を含む）在宅支援を提供した場合や居宅等においてできる限りの支援を代替的に提供した場合は、その旨を備考欄に必ず記載すること。

ただし、在宅支援を提供する就労系事業所においては本通知の「6 就労移行支援・就労継続支援の在宅支援について」を遵守すること。

5 厚生労働省発出の各 Q&A の適用について

厚生労働省発出の各 Q&A に示され、従来から適用を認めていた措置については、原則継続して適用を認めるものとする。ただし、これらの措置は原則やむを得ないと判断される場合において認められるものであることから、むやみに適用することなく、通常の運営ができるよう努めること。

【就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所における留意点】

6 就労移行支援・就労継続支援の在宅支援について

感染拡大防止の観点から、在宅支援について認められる場合があります。岡崎市ホームページの該当部分を確認すること。

(URL : <https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1561/1610/p026257.html>)

【放課後等デイサービス事業所における留意点】

7 放課後等デイサービスのサービス提供時間について

放課後等デイサービス事業所においては、「授業終了後」と「学校休業日」のサービス提供時間をそれぞれ運営規程で設定し運営を行っているところですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、で予定していた日を変更して運営を行うことを可能とします。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者ニーズに変更がある場合、臨時的にサービス提供時間を変更する又は延長することも可能とします。

なお、この場合における運営規程の変更の手続きは不要です。

8 放課後等デイサービスのサービスの利用受入対象者について

上記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いについて、お示ししているところですが、これらの対応は保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもについて、留守番が困難な場合や、保護者が休暇を取得することが困難な場合などを理由に、普段以上に子どもが来所する事態に備えるべく整備したものです。臨時的な取扱いの趣旨を御理解いただくとともに、開所にあたっては国通知の衛生管理に対する留意事項を徹底いただきますよう、お願いいたします。

9 放課後等デイサービスの代替的に提供したサービスの取扱いについて

感染拡大防止の観点から、通所を控え、居宅等においてできる限りの支援を行うなど代替的にサービス()を提供した際に報酬請求が認められる場合があります。具体的な支援内容については令和3年9月22日厚生労働省発出通知「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて(令和3年9月22日版)」のQ8~Q11を参考とすること。

なお、代替サービスを提供する際には事前に保護者の同意を得たうえで、支援内容を詳細に記録し、市が提出を求めた際には、速やかに提出できるよ

うにしておくこと。

代替サービスと認める観点として、居宅等への訪問、音声通話、Skypeその他の方法で個別支援計画に位置付けられている支援を行っているかが挙げられます。単に健康管理の連絡を行ったことのみを以て代替サービスとは認めませんので、留意してください。

10 放課後等デイサービスの報酬の取扱いについて

令和3年10月4日付け3障第1067号通知で、令和3年10月提供分から個々の利用者ごとに単位を決定する運用に変更した旨お示ししているところです。以下の2パターンのいずれに当てはまるか状況を確認し、請求を行ってください。

(1) 請求パターン

パターンA 通常の授業の終了後の利用開始時間から利用した授業の終了後単価

パターンB 通常の授業の終了後の利用開始時間より前から利用した学校休業日単価

(2) 留意事項

ア 「通常の授業の終了後の利用開始時間より前から利用した」の程度（目安）については、運営規程に定めるサービス提供時間より30分以上前から支援をした場合とします。

イ 「通常の授業の終了後の利用開始時間より前から利用した」場合における学校休業日単価の適用は、あくまで新型コロナウイルス感染症の影響により、学校が臨時的な対応した場合に限るもので、事業所の都合または利用者個人の都合などをもって「利用開始時間より前から利用した」場合は適用外であることに留意すること。

ウ 「学校休業日単価」で請求を行う際は、令和3年9月22日厚生労働省発出「新型コロナウイルス感染症防止のため障害児通所支援に係るQ&Aについて（令和3年9月22日版）」における2 学校等が臨時休業するときの柔軟な取扱いQ21に基づき、開所時間に関わらず開所時間減算は適用する必要はありません。

担当 福祉部障がい福祉課施策係

TEL (0564)23-6165

FAX (0564)25-7650

Mail shogai@city.okazaki.lg.jp